

## 電気通信事業ガバナンス検討会（第17回）

### 議事録

#### 1 日時

令和4年2月18日（金）12時00分～13時00分

#### 2 場所

Web開催

#### 3 出席者

##### （1）構成員

大橋座長、後藤座長代理、相田構成員、石井構成員、上沼構成員、中尾構成員、古谷構成員、森構成員、山本構成員

##### （2）オブザーバ

内閣官房 国家安全保障局 参事官 山路 栄作  
個人情報保護委員会事務局 参事官 赤阪 晋介

##### （3）総務省

金子総務大臣、竹内総務審議官、二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、林総合通信基盤局総務課長、木村事業政策課長、柴山データ通信課長、古賀電気通信技術システム課長、西浦安全・信頼性対策室長、梶原電気通信技術システム課課長補佐、小川消費者行政第二課長、高田消費者行政第二課企画官、荻原電波政策課長、巻口サイバーセキュリティ統括官、山内大臣官房審議官（国際技術、サイバーセキュリティ担当）、梅村サイバーセキュリティ統括官室参事官（総括担当）、高村サイバーセキュリティ統括官室参事官（政策担当）、海野サイバーセキュリティ統括官室参事官（国際担当）、安藤サイバーセキュリティ統括官室企画官

#### 4 議事

- （1）報告書（案）に対する意見募集の結果について
- （2）その他
- （3）総務大臣挨拶

【大橋座長】 それでは、本日、皆様お忙しいところ、またお昼の時間にもかかってしまって申し訳ございません。御参加いただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから電気通信事業ガバナンス検討会第17回会合を開催いたします。

それでは、議事に早速入りたいと思います。

本日のメインの議事は、この1つ目の報告書の案に対する意見募集の結果についてでございます。前回の検討会で取りまとめた電気通信事業ガバナンス検討会の報告書（案）について、1月15日から2月4日まで意見募集を行っております。この意見募集で提出された意見及びそれに対する考え方、また、それに基づいて修正された報告書（案）について、事務局からまず御説明をいただいた後、皆様方と討議できればと思います。よろしくお願いたします。

【古賀電気通信技術システム課長】 事務局の電気通信技術システム課の古賀でございます。よろしくお願いたします。

今回の御報告につきましては、資料17-1、17-2及び17-3の3つに基づきまして御説明させていただきます。今回いただきました意見募集の結果の全体につきましては、資料17-2にまとめてございますけれども、本日は説明用といたしまして概要を作成いたしましたので、概要版で御説明させていただきたいと考えてございます。

まず、資料17-1を御覧ください。1ページ目は、今回の意見募集の結果ということでございまして、ただいまお話がございましたように、1月15日から2月4日まで意見募集を行っております。

その結果でございますけれども、提出意見者数が48件でございまして、具体的な提出者につきましては、その下に書いてございますように、電気通信事業者10者、電気通信事業者団体4者、経済団体等4者、海外団体2者、消費者団体等4者、その他団体等4者、個人20名、計48件となっております。

2ページ目をお願いいたします。主な御意見というところでございますけれども、多くの御意見をいただきましたので、類似する意見をまとめて分類させていただいてございます。全体の意見の数ということでは、1-1から6まで、2-1から4まで、3-1から57まで、4-1から4-4、その他ということで、70以上の項目に分けられてございます。その中から、こちらのページにございますけれども、総論、電気通信事業ガバナンスの在り方と実施すべき措置、今後の検討課題、といった形で整理させていただいて、御

説明をさせていただきたいと考えております。

3 ページ目をお願いいたします。まずは総論でございます。

4 ページ目をお願いいたします。今回の報告書（案）について、方針に賛同するといった御意見をいただいております。こちらは電気通信事業者、あるいは事業者団体等、消費者団体等から非常に多くの賛同意見をいただいております。

5 ページ目をお願いいたします。意見 1 - 2 でございますけれども、こちらについては、事業者側のみの意見だけではなく、利用者利益の保護の観点から、消費者側の意見についても取り入れるべきである、といった御指摘がございました。

こちらの考え方でございますけれども、本検討会におきましては、事業者側のみの意見だけでなく、消費者団体等からの御意見を聴取する機会を設けて、利用者側の様々な御意見についても考慮してきている、とございます。

利用者の情報の保護や適正な取扱い、電気通信に対する信頼確保等に関する期待を踏まえ、利用者の利益を最大限考慮した提案を行った上で、事業者の実務や実態等も考慮して、まずは、利用者に生じる影響の範囲やリスクが特に高いと考えられる大量の情報を取得・管理等する者による電気通信事業を念頭に、利用者に関する情報の適正な取扱いを促進するための必要最小限の規律を新たに定めていくこととして、適正な規律の下で利用者情報の保護と活用を図ることができるような措置となるように配慮したものでございます。

6 ページ目をお願いいたします。意見 1 - 3 でございますけれども、丁寧な議論の進め方への御意見というところでございまして、今後の制度の詳細化等に当たっては、官民の幅広いステークホルダーが参加した透明性の高い検討の場で議論を進めるべきである、という御指摘でございます。

こちらにつきましても、利用者が安心して利用でき、信頼性の高い電気通信サービスの提供を確保し、電気通信事業者が、社会全体のデジタル化やデジタルトランスフォーメーションを支える基盤として貢献できるよう、電気通信事業者、利用者をはじめとする様々なステークホルダーと丁寧に対話しつつ、官民が連携しながら、利用者の利益が確保できるように適切な規律となる官民共同規制の実施体制の構築に向けた検討を進めることが適当と考えます、と整理してございます。

具体的な制度設計に際しましては、関係する事業者団体、電気通信事業者、消費者団体等と意見交換しながら、実態に即した制度整備を進めていくことが適当と考えます、と整

理してございます。

7ページ目をお願いいたします。意見1－4でございますけれども、本検討会につきましては、関係するステークホルダーの参加や十分に透明性のあるプロセスが確保されておらず、規制の合理性に懸念を有するといった御指摘が寄せられてございます。

本検討会につきましては、個別企業のサイバーセキュリティ対策の内容等、機密性の高い情報について直接ヒアリングを行うなど、具体的に検討する観点からその部分について非公開といった形での開催としておりました。ただし、議事要旨ですとか資料につきましては、機微な部分以外は毎回全て公開してきておりますし、昨年11月からは会合全体についても一般公開し、さらに透明性を確保してきていますのでございます。

事務局におきまして、事業者及び事業者団体等産業界、消費者団体等からのヒアリングや個別の意見交換等も継続的に実施してまいりましたし、検討会の場においても12月と1月にそれぞれ、直接事業者団体、消費者団体等からの追加的ヒアリングを実施するなど、できる限り丁寧な意見聴取と調整を進めてきたところでございます。

信頼できる電気通信サービスの提供の確保ということにつきましては、官民共同規制の下で達成していくべき課題でございますので、引き続き意見交換を進めていくといったことが重要である、と整理してございます。

8ページ目をお願いいたします。個人情報保護委員会等の関係省庁との連携への御意見といったことでございますけれども、権限が重複しないように調整が必要ではないかと、緊密に連携してほしい、といった御意見でございます。

こちらにつきましては、本検討会におきましては、あくまでも電気通信事業法の目的の範囲内で、利用者が安心して利用できる電気通信サービスの提供を確保する観点から、業法として必要最小限の規律を検討してきたものでございます。個人情報保護法とは規制の目的も対象となる事業者も異なっております、といったことでございます。

また、一般的に電気通信事業者につきましては、通信の秘密に関する情報、個人情報、利用者に直接関係する情報等を総体として一体的に適切に取り扱っており、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等により、適切な情報の取扱いが確保されております。

同ガイドラインにつきましては、個人情報保護委員会事務局の確認も受けておりますし、運用面においても同委員会と緊密に連携していると承知している、としてございます。

今後も同事務局と連携して、同ガイドラインの改正などを通じて、分かりやすい情報発

信を進めることが重要であると考えております、というふうに整理してございます。

9 ページ目をお願いいたします。対象となる電気通信事業者等に対して過度な負担となるおそれがあるのではないかと、いったような御指摘を、いくつかの団体様から伺っております。

こちらは、利用者情報の適正な取扱いに関する検討につきましては、規制が及ぼす負担の増加といったものへの配慮から、一部の大規模な電気通信事業者のみを対象としてございます。また、情報の外部送信に関する検討につきましては、スタートアップの電気通信事業者等による自由なビジネスを阻害しないための配慮が必要、というふうに整理してございます。

一般に、大規模な電気通信事業者につきましては、既存の取組を活用していただくことが可能であると考えておりますので、ビジネスに対して新たに過度な負担をもたらすことにはならないものと考えます、としてございます。

国際的に調和した制度を導入し、国民の誰もが安心して利用でき、信頼性の高い電気通信サービスの提供が確保されることを通じて、内外におけるイノベーションの活性化ですとか、電気通信サービスのグローバル化を促進し、電気通信事業の中長期的な発展に資するものと考えております、としてございます。

10 ページ目をお願いいたします。こちらから個別の論点といったことにはなりますが、まずは全体に関する御意見でございます。

11 ページ目をお願いいたします。まず、全体的な基本的な方針について賛同する、といった御意見を消費者団体のほうからいただいております。

また、事業者のほうからは、意見3-2としてございますけれども、内部統制が取れている電気通信事業者の取組をベストプラクティスとして紹介することを推奨する、といったような御意見を伺っておりまして、こういった御意見を踏まえ、「第4章 今後の検討課題」の「官民連携した官民共同規制の実施体制の構築」の中に、以下のような内容を追記するといったことを御提案しております。

「さらに、制度の執行に際しては、ガバナンスが確保された電気通信事業者の取組をベストプラクティスとして共有すること等により、事業者の内部統制によるガバナンスの強化が図られていくことが期待される」というふうにしてございます。

12 ページ目をお願いいたします。こちらにつきましても、必要最小限の規律を定める必要性について賛同する、といった御意見を、日本ケーブルテレビ連盟からいただいております。

ございます。

13ページ目をお願いいたします。国際的な法制度や他の国内制度との整合性を図るべきではないか、といった御意見でございます。

他国における取組につきましては、ドイツでは2021年5月、英国においても2021年11月に電気通信関連の法律が成立しまして、リスクに対するセキュリティ体制が義務づけられておりますし、リスクに対する高まりを踏まえまして、各国の業法において新たな規律が設けられているものと承知してございますし、報告書の記載内容はこうした動きに沿ったものと考えております。

法体系につきましては各国で異なる部分もございますけれども、これまでの電気通信事業法において保護の対象とされてきた通信の秘密は個人情報にも該当いたしますけれども、電気通信事業法の目的の範囲内で規定されておまして、二重規制とは考えられておりません、というふうに整理してございます。

また、個人情報保護委員会の確認を受けた「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等により、運用面においても従来から同委員会と緊密に連携していると承知してございます、と整理してございます。

こちらが全般でございます。

14ページからにつきましては、「適正な取扱いを行うべき情報」に対する御意見となります。

15ページ目をお願いいたします。まず情報の明確化が必要である、という御指摘でございます。

こちらにつきましては、利用者情報といったものは、通信の秘密に該当する情報、電気通信役務の契約を締結した、又はログインIDやユーザー名等で電気通信役務の利用登録をした利用者の情報、としてございます。適正な取扱いを行うべき情報の範囲につきましては、事業者及び利用者の方々に分かりやすく明確化することが重要であると考えており、利用者の利益や各事業者における事業の実態等を踏まえて、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正などを通じまして、分かりやすい情報発信に努めていく必要がある、と考えております。

16ページ目をお願いいたします。利用者に関する幅広い情報の適切な取扱いを行うべきものである、というような御指摘もございます。

こちらについては消費者団体等を中心にいただいておりますけれども、利用者の情報

の保護や適正な取扱い、電気通信に対する信頼確保等に対する期待ですとか、事業者の実務や実態等も考慮した上で、適正な規律の下で利用者情報の保護と活用を図ることができるようなものである必要がある、と考えてございます。

事業者内部の適切なガバナンスを確保するための必要最小限の規律となるように、適正な取扱いを行うべき利用者情報の対象を検討してきたものでございます。

ただ、いただきました御意見につきましては、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます、と整理してございます。

17ページ目をお願いいたします。利用者情報の保護については、個人情報保護法で行うべき、という御指摘でございます。

電気通信事業には法人の利用者もいるということ、あるいは利用者が個人名ではなくユーザー名等で登録されるサービスも多いということでございますので、そういった電気通信事業特有の事情を踏まえまして、利用者が安心できる電気通信役務を確保するといった観点から、業法である電気通信事業法において、利用者に関する情報の適正な取扱いを検討しているものでございます。

銀行法におきましても、個人及び法人を問わず、顧客情報の適正な取扱いが規定されてございますので、こういった各業に特有の事情に関わらず、全て個人情報保護法で手当てする場合は、必要のない者に対しても過剰な規制が課されて、社会全体として最適な規律にならない上、個人の権利利益の保護を目的とする個人情報保護法で、法人を含む各業の利用者の利益を保護することは限界がある、というふうに考えております。

各業に特有の事情に関しては、各業法で手当てをするといったことが社会全体にとって適切な、さらに必要最小限の規律になるものと考えます、と整理しております。

18ページからでございますけど、まずは「利用者情報の適正な取扱いの促進」に対する御意見でございます。

19ページ目をお願いします。こちらにつきましては、賛同するといった意見を複数いただいております。

20ページ目についても、マニュアルを整備すべきという点について賛同する、といったことで、消費者団体等からそういった積極的な御意見もいただいております。

21ページ目をお願いします。この規律が課される者に対しまして、一部の電気通信事業者に対してだけではなく、より多くの電気通信事業者に課されるべき、という御指摘がございます。

こちらにつきましては、もちろん利用者利益の保護等の観点に鑑みれば、全ての電気通信事業者を利用者情報の適正な取扱いに係る規律の対象とすることが望ましいと考えておりますけれども、規制が及ぼす負担の増加等にも配慮する必要があるとしまして、今回、まずは利用者の利益に及ぼす影響が大きい、大規模な電気通信事業者に限って規律を求めていくことが適当である、と考えております。

また、こういった全ての電気通信事業者に対し求めるべき情報の適正な取扱いに係る規範的な規律の在り方につきましては、技術的進展の動向を踏まえまして、適時に検証を行い、今後、必要な対応方策を検討することとしております。

22ページ目をお願いいたします。大規模な電気通信事業者の基準について明確化すべきである、という御指摘でございます。

こちらの条件につきましては、事業者の実務や実態、利用者の利益といったものを十分に踏まえた上で、具体的に定める必要があると考えております。

こういったものを決めるに当たっては、ステークホルダーと連携してよく意見交換をしながら検討が進められるとともに、その内容についても分かりやすく周知広報を行っていくといったことが期待されます、と整理してございます。

23ページ目をお願いいたします。こちらは、自主的に体制を既に構築している事業者に対して、新たに規律を課すといったことは過度な負担になるおそれがあるのではないかと、といった御指摘でございます。

こちらにつきましては、一般的に国際標準に基づいた利用者情報を適正に取り扱うための体制を既に構築して、PDCAサイクルを回して自ら定期的に見直しを行っているような場合につきましては、本報告書に提示した内容を実行していただくために追加的な取組を行わなくても、既存の取組を活用して自ら取り組んでいただくことが可能であると考えておりますので、ビジネスに対して新たに過度の負担をもたらすものにはならないものと考えております、と整理しております。

24ページ目をお願いいたします。電気通信サービスに対するリスクと、示された規制の方向性との関係が不明確である、といった御指摘でございます。

考え方といたしましては、令和3年3月に、LINEの日本ユーザーの個人情報、通報されたメッセージの内容を含むものでございますが、中国法人であり、LINE株式会社の業務再委託先であるLINE China社からアクセス可能であったといったことが発覚しております。



総務省からはこれに対しまして、安全管理措置等及び利用者への適切な説明について不十分であったといったことが指摘されております。このような動き、あるいは電気通信事業を取り巻く環境変化といったものを踏まえまして、安全管理等を記載した情報取扱規程の策定ですとか、情報取扱統括管理者の選任、情報取扱方針の公表、取扱状況の評価といったものを求めることとしております。

また、安全管理の方法といたしまして、サーバ設置国等の公表が考えられるとしておりますけれども、こういった取組につきましては、利用者が自身の情報を保管される国を選択することができる環境を整えるものと考えております。さらに取組状況の評価におきましては、外国の法制度が適正な取扱いに与える影響等の観点について含むことが考えられるとしておりまして、こういった取組につきましては、ガバメントアクセスに係るリスクを低減することに資すると考えております。

当該情報の利用目的などを情報取扱方針に明記して公表することで、自ら意図しない利用者情報の取得ですとか、当該情報の利用を行う役務を選ばない等、利用者が選択することが可能になるというふうに考えております。

25ページ目をお願いいたします。こちらにつきましては、個人情報保護法ですとか、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインと整合的であるべき、という御指摘でございます。

電気通信事業につきましては、憲法でも保護が規定される通信の秘密に関する情報を取り扱う事業でありますし、情報漏えい時には、個人的法益のみならず、社会的法益・国家的法益の侵害にもつながりかねないといった事業でございますので、情報の取扱いには特に高い信頼性が求められております。個人情報を取り扱う全ての個人情報取扱事業者に一律に適用される個人情報保護法とは、観点も法目的も異なるものでありますので、必ずしも個人情報保護法における規律と同等の義務とすることは適切ではないと考えます、としております。

ただし運用におきましては、今後も個人情報保護委員会事務局と連携いたしまして、電気通信事業者が個人情報保護法と電気通信事業法の双方に円滑に対応できるような環境を整えていく必要があると考えております、と整理しております。

26ページ目をお願いいたします。サーバ設置国の公表についてでございます。こちらにつきましては、電気通信事業者や利用者団体等からも、賛同するという御意見もございます。

一方でセキュリティへの影響に関する十分な検討が必要であるですか、国際的な枠組みを重視すべき、といったような御指摘もございました。

公表に際しまして、その具体的な記載方法につきましては、国名の公表といったことが本当に事業者のセキュリティにどのような影響を与えるのかなども精査した上で、今後関係者の御意見も踏まえて、規律の実効性を失わない範囲で具体化していく必要があるというふうに考えているものでございます。

27ページ目をお願いいたします。今回新たに、SNSや検索サービスについて規律の対象とすることに賛同する、といった御意見が、事業者、あるいは利用者団体等から多数出されております。

28ページ目をお願いいたします。一方で、SNSや検索サービスを提供する第三号事業者を新たに規制の対象とすることは、ビジネスに大きな影響を与えることを懸念する、といった御指摘もございました。

こちらにつきましては、電気通信事業法では、他人の需要に応ずるために、電気通信役務を反復継続的に提供する事業を営む者を規律の対象としておりまして、今回もこの考え方に変更があるものではございません。

今回、政策目的に照らしまして、電気通信の健全な発展にも大きな影響を与えるほど、社会的・経済的影響の大きい大規模なSNS、又は検索サービスを提供する事業であって、一定の要件を満たす場合に限り、新たな規律の対象とすることについて検討しておりますけれども、その数はごく限られたものでございますので、広範に規律の対象とするものではございません。

また、第三号事業につきましては、利用者の利益の保護等を確保する社会的要請が高まっているといったことがございまして、電気通信事業法でこれまでも規律の対象とってきた事業と概念的に連続性がある事業であって、社会的・経済的影響力が大きい事業に限定して対象とすることを提案するものでございます。

具体的には、SNSについては、電気通信事業法が伝統的に隔地者間の通信の媒介を主たる規律の対象としていることを踏まえまして、他人間の通信を実質的に媒介する電気通信事業として規律の対象とすることが適当と考えます、と整理しております。

29ページ目をお願いいたします。SNSや検索サービスを提供する第三号事業者に課される電気通信事業法上の規律を明確化すべきではないか、といったような御指摘がございました。

こちらにつきましては、大規模なSNSや検索サービスを提供する第三号事業を営む者は、新たに届出を要する電気通信事業者として、他の電気通信事業者に対する規律と同等の規律、特に利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信事業者に新たに課すこととなる規律を含むものを課すことが適当と考えております。

こういった御指摘もあるところでございますので、電気通信事業法の規律を整理した参考資料を報告書に加えることとしたいと考えております。

続きまして、実質的媒介といった概念につきましても、ガイドライン等による解釈の明確化が必要、という御指摘がございました。

「媒介」と「実質的媒介」といったものにつきましては異なる概念でございますけれども、SNSを「実質的媒介」と位置づけて、新たに届出を要する電気通信事業者とする場合であっても、「媒介」の概念はこれまでと変更はございません。

また、こういった基準につきましては、今後、幅広いステークホルダーを交えた議論を行うとともに、分かりやすい形で公表する必要があると考えてございます。

30ページからは、先ほど参考資料で追加するといった具体的なものでございますけれども、電気通信事業を営む者の検閲の禁止、通信の秘密の保護等が全てかかるような者と、登録・届出電気通信事業者といったものの全体が書かれてございまして、登録・届出の電気通信事業者につきましては、全般的に利用の公平、あるいは事業を始めるときの登録・届出等の全義務がかかっております。今回新たに利用者情報の適正な取扱いといったことが、一定規模以上の者に限って課せられる情報規律を検討しているものでございます。

また、②でございまして、届出対象として、SNS、検索サービスを検討しているといったものでございます。

また、③でございまして、新たに外部送信の規律を検討しているといったことで、スタートアップ等を除くものとして、こういった事業法の規律対象を整理してございます。

また、「電気通信事業を営む者」ということで、31ページ目でございますけれども、具体的な3つの基準を挙げてございますけれども、他人の需要に応じるためとか、電気通信事業を営むといったところについて、より具体的に分かりやすく、他人のために提供していますかとか、電気通信サービスを行ってありますかとか、料金を徴収するなど、利益を得ようとしていますかとか、こういった分かりやすい質問形式にすることで、全てYESとなった場合には「電気通信事業を営む者」に該当する、としておりまして、そうでない者については、電気通信事業法は適用されないとなっております。

32ページ目をお願いいたします。こちらにつきましては、その中で登録・届出の必要な電気通信事業者の条件、あるいは登録・届出の不要な電気通信事業を営む者といったものにつきましてそれぞれ書いておりました、例えばということで、登録・届出を要する電気通信事業者であれば、固定・携帯電話ですとかインターネット接続サービス等がございますし、登録・届出が不要なものということで、SNS、検索サービス等が挙げられてございます。

参考でございますけれども、企業等のホームページの運営とか、オンライン証券・銀行、実店舗商品のオンライン販売といったものにつきましては、全て自己の需要に該当するというので、電気通信事業を営む者に該当しない、というふうに整理しております。

ここまでが利用者情報の適正な取扱いに関するものでございます。

続きまして、「利用者に関する情報の外部送信の際に講ずるべき措置」といったものが33ページからでございます。

34ページ目をお願いいたします。利用者に関する情報の外部送信の際に、利用者に対して確認の機会を与えることが必要であるとの方針に賛同するといった意見が、事業者、あるいは利用者のほうからも多く提出されております。

35ページ目をお願いいたします。外部送信を行うWebサイト等の全てが規律の対象となるわけではないので、利用者の保護につながらないのではないかと、といった御指摘でございますけれども、こちらは電気通信事業法の目的の範囲内で、利用者の利益を保護するとともに、電気通信事業の運営の適正化・合理化を図るといった観点から、本規律については現在の電気通信事業法において一般に対象としている電気通信事業を営む者までを規律の外延としているものでございます。

現在の電気通信事業法におきましては、電気通信事業を営む者以外の者を広く規律の対象とすることまでを想定しているものではございませんので、外部送信を行うWebサイト等の全てが規律の対象となるわけではありません。

一方で、電気通信事業を営む者が提供するウェブサイトやアプリといったものは、多くの利用者の方々に利用されていることがございますし、また電気通信事業法においても本規律を導入することにより、利用者に関する情報の外部送信を行う際に、利用者へ確認の機会を付与することが非常に重要であると考えております、と整理しております。

36ページ目でございますけれども、こちらにも規律の対象となる電気通信事業を営む者の範囲の明確化が必要、となっております。先ほどの参考資料でもお示しておりますけ

れども、電気通信事業を営む者といったものにつきましては、3つの条件を満たすものということでございまして、あらゆるビジネスやサービスの提供者がこれに該当するわけではございません。

また、「電気通信事業」の定義や「電気通信事業を営む者」の範囲は従来より変わっておりません。とはいえ関係者の理解を得るという観点から、「電気通信事業参入マニュアル[追補版]」等において、「電気通信事業を営む者」に該当する事例の明確化を図っていく必要があると考えております。こういったことを踏まえまして、「今後の検討課題」の中に、「実効的な執行の確保」とございませうけど、以下の内容を追記する御提案でございます。

「今後も引き続き、電気通信事業の運営を適正かつ合理的なものとするため、事業法を適正に執行するとともに、電気通信事業を取り巻く環境の変化等に応じて、事業法の解釈や運用に関する分かりやすいマニュアル等を整備し、積極的な情報発信等を推進することなどにより事業法に関する正しい理解を得ていくことも重要である」というものでございます。

37ページ目をお願いいたします。外部送信の規律に係る実効性が担保されることが重要であるすとか、デジタルサービス提供者による新たな負担の増加についても考慮すべき、といったような御意見が寄せられてございます。

こちらにつきましては、利用者に適切な確認の機会を付与する観点から、通知・公表やオプトアウト措置の提供の際に利用者に示す必要がある事項や運用方法につきまして、官民共同規制という考え方に基つきまして、関係事業者、あるいは事業者団体、消費者団体や利用者の御意見も踏まえながら検討が進められ、規律の実効性が確保されることが期待されます、としております。

この際、例えば、通知・公表についても、ジャストインタイム通知ですとか、利用者が容易に到達できる場所での公表を求めるなどの方法によりまして、利用者に適切な確認の機会を付与するという規律の実効性が確保されることが期待されます、としております。

38ページ目をお願いします。利用者に与える選択の機会につきましては、利用者の同意取得を原則とすべきである、といったような御指摘でございます。

こちらは、本規律につきましては、関係事業者の取組ですとか、事業者・利用者への負担を考慮いたしまして、実態に即した適切な方法で利用者に確認の機会を付与することを可能とすることが、規制の実効性を確保する上で重要との考えの下、利用者に確認の機会を付与する方法として、通知・公表、同意の取得、オプトアウトの提供のいずれかの方法

で良いこととするを想定しております。

同意の取得に必ずしも限定することなく、状況に応じた柔軟な対応を可能することが重要であるというふうに考えております。

また、こういった具体的な方法等につきましては、民間による創意工夫ですとかベストプラクティスなどの成果も適切に活用しながら、規律の実効性が確保されることが期待されます、と整理しております。

39ページ目をお願いいたします。こちらにつきましては、令和2年改正個人情報保護法の施行及び評価を行った上で規律を導入すべきである、という御指摘でございます。

令和2年の個人情報保護法改正によりまして、個人の権利利益を保護する観点から、個人関連情報が第三者提供された先で個人データとなることが想定される場合には、本人の同意が得られていることの確認が義務づけられるといった規律が導入されておりまして、同規律につきましては個人情報保護委員会事務局において適切に執行されると認識しております。

また、本規律につきましては、安心して利用できる電気通信サービスの確保の観点から、利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報の当該利用者以外の者への外部送信を指令するための通信を行う場合に、当該利用者の確認の機会を付与するといったものでございまして、規律を導入する観点ですとか、規律が適用される場面といったものも異なる、としております。

ここまですべて情報に関する規律といったことございまして、続きまして、「通信ネットワークの多様化等を踏まえた電気通信サービスの停止に対するリスク対策」について御意見がございましたので、そちらを御紹介させていただきます。

41ページ目をお願いします。設備の多様化に対応した規律の見直しといったことにつきまして、賛同するといった御意見をいただいております。ただし、事業者がクラウドサービスの利用等を含む他者設備を円滑に導入できるような制度であるべき、という御指摘をいただいております。

基本的には賛同の御意見といったように承っておりますけれども、こういった検討をするに当たりましては、当事者を含む場において、当該他者設備の利用の実態等を踏まえた議論を通じて決めていくことが適当であると考えております、と整理しております。

42ページ目をお願いいたします。こちらにつきましては、一方で既に現行の設備規律で十分である、といった御指摘ございまして、さらなる規律は電気通信事業者に過度な

負担を課すことになるとの懸念がある、といった御指摘でございます。

電気通信サービスにつきましては、国民生活や社会経済活動の重要な基盤となっておりまして、さらに主な用途が音声通話からデータ通信へシフトしているとともに、技術の進展により電気通信事業者が主体的に管理等しない外部の者から必要な機能の提供を受けて、電気通信サービスを利用者に提供することが可能となってきました。したがって、デジタル変革時代のイノベーションを促進していくためには、確実かつ安定的な電気通信サービスの提供を確保するといった観点から、データ伝送業務用設備等について他者設備への技術基準の適用範囲を見直すことにつきましては、一定の意義があると考えております。

また、通信ネットワークの多様化等を踏まえて設備規律を不断に見直していくといったことは必要不可欠でございます、実態を踏まえた見直しをすることが適当と考えております。

なお、電気通信事業者の負担にも配慮するとともに、電気通信サービスの確実かつ安定的な提供を確保するといった観点で、これも検討を進めることが適当と考えます、と整理しております。

43ページ目をお願いいたします。こちらにつきましては、重大事故等のおそれがある事態の報告制度を導入するに当たっては、具体的な報告基準の明確化が必要、というふうに御指摘がございます。

重大事故等のおそれのある事態の報告基準につきましては、これまでに発生した重大事故の事例、電気通信事業者の実務や実態、国際的な状況等を十分に踏まえ、今後、関係するステークホルダーと連携して、よく意見交換をしながら制度整備を進めていくことが適当である、としております。

また、電気通信回線設備について発生した事態の報告につきましては、本検討会におきましては、電気通信回線設備を設置する者に課されるべき、というふうに整理しております。

ここまでが電気通信サービスの停止に係るリスク対策でございます。

続きまして、「今後の検討課題」といったものでございますけれども、45ページ目をお願いいたします。

今後、事業者等の関係者を含めた検討を進めていくことが適当、といった御意見をいただいております。こちらについては賛同の御意見でございます。

また、続きまして、46ページ目の意見4-2でございますけれども、技術の進展や環境の変化を踏まえた規制の在り方の検討が必要である、といったことにつきましても、賛同の御意見をいただいております。

また一方で、ネット社会の進展による環境の変化に呼応した対応ですとか、その時々想定される課題につき、リスクが顕在することなく利用者への信頼を確保できるような検討を願います、というような御指摘がございましたので、そういった御指摘も踏まえまして、「今後の検討課題」の「官民連携した官民共同規制の実施体制の構築」の中におきまして、「特に利用者に対しては、電気通信サービスに係る情報を利用者の立場に立った適切かつ分かりやすい形での情報発信等の促進により、利用者が不利益を被ることなく主体的に電気通信サービスを選択できるような環境を醸成すること等に配慮することが必要である」といった記載を追記する、というふうに御提案しているものでございます。

47ページ目をお願いします。意見4-3でございますけれども、電気通信事業法を「事業者規制法」から「利用者保護法」へと変容させていく必要性について追記すべきである、といった御指摘がございました。

こちらにつきましても、電気通信事業法は、「電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護」するといったことを目的としております。

今後、利用者利益の保護の側面をより強くしていく必要性につきましては御意見のとおりでございますが、電気通信役務の円滑な提供の確保に向けた事業者に対する規制も引き続き必要だと考えております。これらが両輪となって利用者利益の保護に資するものと考えますので、「今後の検討課題」の中の「電気通信事業を取り巻く環境の変化とこれからの事業法」の表現については、以下のように改めてはどうかと御提案しているものでございます。

具体的には真ん中の赤い字でございますが、「電気通信役務の円滑な提供の確保に加え、利用者の利益の保護にも重点を置いてこれらの課題について今後も検討を深めていくことが必要である」と追記をする、といったことでございます。

また、「おわりに」の表現のところにつきましても、「今後の検討課題としたことを始め、安心・安全で信頼できる電気通信サービスの確保に向けて必要な検証や対策等について様々なステークホルダーと連携・協力して、引き続きの検討を期待したい」といったような整理にしております。

48ページからでございますけど、その他の御意見といったことでございます。こちら



につきましては、報告書を修正するもののいくつかの御指摘について並べているものがございますけれども、内容の詳細化ですとか明確化といったようなところ、あるいは文章の適正化といった御指摘が主でございますので、そちらについても抜粋して載せさせていただいております。

こういった御意見を踏まえまして、報告書についてでございます。報告書の資料17-3を御参照いただければと思います。本文中に一部の文章の表現の適正化といったものを行っております。全体的にそういったところの対応と、また海外の規律といったものについての時点修正等をおおむね行ってございますけれども、大きく修正をしたのはこれまでも御説明いたしましたとおり、「今後の検討課題」でございますので、63ページ目を御覧いただければと思います。

先ほど御説明いたしました、「特に利用者に対しては、電気通信サービスに係る情報を利用者の立場に立った適切かつ分かりやすい形での情報発信等の促進」を配慮することが必要であると追記し、「さらに、制度の執行に際しては、ガバナンスが確保された電気通信事業者の取組をベストプラクティス」の部分についての追記といったものをしてございます。

65ページ目でございますけれども、「実効的な執行の確保」ということで、事業者に分かりやすいマニュアル等の整備といったものが追記されております。

(4)の「これからの事業法」の下のほうでございますけれども、こちらも「利用者の利益の保護にも重点を置いて」といったものを追記してございます。

最後、「おわりに」でございますけれども、こちらは表現の適正化という観点で、「バランスのとれた報告書」の「バランス」といったところについて、具体的なそのバランスとはどういったものかを具体的に記載すべきだという御指摘がございましたので、「電気通信サービスの提供者と利用者のいずれにも配慮し、適正な規律の下で利用者情報の保護と活用が可能となるような提言になった」というふうに修正させていただいております。

最後の68ページ目でございますけれども、こちらにつきましても先ほど申し上げました、「を始め、安心・安全で信頼できる電気通信サービスの確保に向けて必要な検証や対策等について」というふうに挿入しているものでございます。

最後に、参考資料1に加えまして、参考資料2ということで、先ほど御説明いたしました3枚の資料を参考資料として追記する、といったような形で整理しているものでございます。

それ以外、全体につきましては、資料17-2の意見募集の結果ということで、144

ページの資料がございますけれども、こちらを全体としては御用意させていただきましたが、本日はお時間の関係もございましたので御覧いただくということで、事前に構成員の皆様方には確認いただきましたけれども、こちらでは改めての御紹介というのは省かせていただきたいと思いますと考えております。

事務局からの御説明は以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

今回、パブコメに対して非常に多くの方から御意見をいただきましたこと、まずもって感謝申し上げます。また事務局においては、構成員のこれまでの御意見を踏まえた上でパブコメの対応をしていただいたところでございます。

構成員の方々に事前に報告書（案）の御意見をいただきまして、また、これまでの経緯も踏まえて御意見を反映させていただいて、修正案のとおり取りまとめさせていただいたところでございますけれども、現在修正を反映しました、この報告書（案）について、構成員の方々からもし特段の御意見があれば、お願いできればと思います。

なお、この報告書（案）の全体に関する御感想、また今後について具体的な制度設計なり、あるいは実運用について配慮すべき点等の御意見を、皆様方からまた伺いたいと思いますので、それは後ほどに回させていただいて、まず報告書（案）について、御意見等特段あれば伺えればと思います。いかがでしょうか。

それでは、報告書（案）について、本検討会としてこの内容として御了承いただけるということで、構成員の皆様方、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。手のサインをいただいた方もいらっしゃいますので、またあとはチャットでもいただいておりますが、特段の御異論はないということですので、それでは事務局においては、報告書（案）のとおりで公表の手続を進めていただいて、もし語句修正等細かいところがあれば、座長の私に一任させていただければということで、内容はこのとおりということで、私のほうでしっかり確認、チェックをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局においても144ページのコメントを取りまとめいただき、本当にお疲れさまでした。ありがとうございます。

それでは構成員の皆様方から、今日せっかくお越しいただいておりますので、お時間の関係でお一人1分ということにはなってしまうんですけれども、報告書全体に関して、これまでもう会合を17回開催しましたので、御感想なり、あるいは今後、その具体的な制度

設計、あるいは実運用に向けて、どういう点に留意したらいいのかということも含めて、1分なので簡潔になりますが、御発言いただければと思います。事務局にはタイムキーパーをお願いしておりますので、1分を経過したら何か合図が入るといふふうに聞いておりますので、時間厳守で何とぞお願いいたします。

五十音順で恐縮ですけれども、指名させていただいて、御発言いただければと思います。まず、相田先生からお願いできますでしょうか。

**【相田構成員】** 寄せられた意見でちょっと気になったのは、スタートアップならば何をやってもいいというように取れなくもない御意見がいくつかあったということで、そうではなくてやっぱりスタートアップはちゃんと保護していかなきゃいけないということで、スタートアップがより大きな企業になったときに、初めていろいろまずい点が見つかるということではなくて、スタートアップが最初から正しい形でサービスを始められるようにサポートする体制を、日本全体として作っていくということが、やっぱり日本のスタートアップを育てていくために大事なんじゃないかなというふうに思いました。

あと、全体を通じては、前回は申し上げましたけれども、詳細については今後検討していくということで、良い方向に持っていけばいいなというふうに思っております。この検討会に参加させていただいて、大変私としても勉強になったということで、ありがとうございました。

**【大橋座長】** 先生、御意見ありがとうございました。

それでは、次に石井先生、お願いできますでしょうか。

**【石井構成員】** 中央大学の石井です。このたびは意見募集結果とそれに関する様々な論点を御整理いただきまして、誠にありがとうございます。この検討会に参加させていただきまして、非常に勉強になりました。

私のほうから1点だけ、出てきた御意見との関係でコメントをさせていただきたいと思っております。利用者情報の保護は個人情報保護法で行うべきというご意見や、個人情報保護法と二重規制ではないかというご意見が出ておりますが、一般法である個人情報保護法をベースに、特に保護措置を講じる必要性が高い分野において個別法を設けることについては、個人情報保護法が制定されたときの附帯決議からうたわれていることですので、法的な規律の在り方としては何ら支障がないという点を、まず申し上げておきたいと思っております。

個人と法人の両方を対象とした電気通信事業の利用者について、そのあずかり知らないところで端末情報がアプリ事業者や第三者に送信されているというような状態は、特に電

気通信事業分野で利用者の安心を奪うという問題ですし、また、端末情報からの情報収集への規律は、個人情報保護法ではカバーし切れない範囲に対処する趣旨でもありますので、電気通信事業法でルールを設けていただくというのが大変重要です。適切であると考えております。

また、EUのGDPRの特別法であるeプライバシー規則案においても同様の記述になっているというところもありますので、そういう点を踏まえて、今後、今回の報告書の取りまとめをもって、新たなルール形成に向けた第一歩を踏み出していきたいと思いをしました。

以上になります。ありがとうございます。

**【大橋座長】** どうもありがとうございます。まさに的確な御意見だと思います。

それでは、次に、上沼先生、お願いできますでしょうか。

**【上沼構成員】** 事務局の皆様には極めて密度の高い日程で、しかも非常に多くのコメント等を取り扱っていただき、どうもありがとうございました。

そういう意味で、電気通信事業は事業のインフラとして非常に今重要になっていまして、今回の多くの書き込み自体が、それを表しているものだと思います。ただそうはいっても、全員が満足するというのはすごく難しいことだと思いますし、100%のものもやっぱりそう簡単にはできないと思うんですが、この分野が極めて変化の激しい分野であるからこそ、なるべく速やかな対応をして、もし何かあれば、また改めて検討していくということが必要だと思います。

今回のそういう意味での検討会は非常に勉強になりましたし、そのための一歩として重要だと思っています。なのでぜひとも、この素早い対応という形で、今後とも続けてもらえればなと思っています。

以上です。どうもありがとうございました。

**【大橋座長】** 上沼先生、ありがとうございました。

それでは、次、後藤先生、お願いできますでしょうか。

**【後藤座長代理】** 後藤でございます。まず本検討会では、多方面のステークホルダーの方のヒアリングであるとか、パブコメでの意見募集、大変活発でした。これは電気通信事業の今後の新たなガバナンスの在り方というものについて、重要性を皆で認識できたという意味で、誠に有意義だったと思います。3つの課題の2番目の通信ネットワークの多様化を踏まえた電気通信サービスの停止リスクへの対策についてですが、これについて一

言です。

今後のデジタル社会では、クラウドが社会経済全体に最も影響が大きいインフラになることは明らかでございます。従来は電気通信インフラの上でクラウドサービスが提供されていたわけですが、今後は、クラウドインフラの上に新しい電気通信サービスが提供される、こういう時代になります。それを前提にして、新たな電気通信設備の在り方であるとか、サイバー攻撃対策など、安定したサービス提供に向けた取組の検討を、さらにさらに加速していく必要があると考えております。

以上でございます。

【大橋座長】 後藤先生、ありがとうございます。

続きまして、中尾構成員、お願いいたします。

【中尾構成員】 中尾でございます。ガバナンスという視点から、実はこれは非常にチャレンジングな検討会になったのではないかなと思っておりますが、いろいろな先生方からもお話があるように、非常に良い、いわゆるキックオフになったのかと思ひまして、参加させていただいて非常にありがたかったと思ひます。総務省さん、事務局さん、取りまとめ等、大変お疲れさまでした。一定の成果を報告書としてまとめることができたというふうに考えております。いろいろ今後の制度設計とか実運用などに関しまして、具体的にさらに明確化とか、また有効な活用方法などの検討が必要になります。

後藤先生がおっしゃるように、私も専門のところから言いますと、電気通信事業者におけるクラウドの活用とか、または通信事業者におけるインシデントの予兆の把握とかいったような、具体的なプラクティスとか活用の実態に合った検討というのを、さらに国際的な動向も踏まえて検討していく必要があるのかなと思っております。

また、私が参画しています国際標準においても、電気通信事業者のセキュリティ管理策とか、またはクラウド事業者、利用者のセキュリティの管理策という検討が今、まさにリビジョン（改定）として開始されておりますので、そのところにもこの成果が具体的に適用できるように考えていければ良いと思っております。

以上でございます。

【大橋座長】 中尾構成員、ありがとうございました。

続きまして、古谷構成員、お願いいたします。

【古谷構成員】 ありがとうございます。古谷です。パブリックコメントにもありますように、消費者だけではなく事業者も含めて、多くの方が本報告書の方向性について、電

気通信サービスの利用環境の変化に伴って生じた問題に適切に対応しようとするものであるということで賛同しております。

残された課題はありますが、課題があることで、今後の本報告書に沿った適正な制度化を阻止することのないように、そして利用者が世界の中で取り残されることのないように、事業者の適切なガバナンスが実施されるためのルールづくりを、国、そして事業者として進めていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【大橋座長】 古谷構成員、ありがとうございました。

それでは、森先生、1分でできますでしょうか。

【森構成員】 森です。ありがとうございます。報告書の内容ですけれども、直ちに実現していくべき内容です。報告書を踏まえた電気通信事業法の改正に賛成します。二重規制の問題、個人情報保護法との関係について、私も一言申し上げます。

個人情報保護法は全ての個人情報を対象とする広い規制なので、その規制の強さは低いのです。緩い規制です。そっちでやれという御意見があるのはよく分かります。これは緩い規制にとどめてくれということですね。

しかしながら、先ほど石井先生のお話にもありましたけれども、現在の利用環境の変化、つまり通話やメールだけではなくて、ウェブの閲覧やアプリの利用が電気通信サービスの利用の中心になってきている。そしてそのために大量の利用者情報が事業者を取得されて、管理されるようになってきている状況からすれば、そのような変化に応じて、電気通信サービスに特有の利用者情報の保護を図らなければいけないこと、これは言わば当然のことだと思います。

個人情報全体についての緩い保護をかけるだけではなくて、電気通信分野に固有の一定レベルの保護を確保することが必要です。先ほど事務局の説明資料に、銀行法の利用者情報の保護のことが書かれていました。これからは各分野でこういう綱引きが起こるだろうというふうに思います。個人情報保護法の緩い規制だけではなく、分野の特性に応じた保護のレベルの確保が必要になる場面が他の分野でも出てきて、同じような綱引きの議論がなされるだろうと思います。

今回パブコメの結果を拝見してちょっと驚いたのは、非常に多くの事業者さん、事業者団体が、今回の法改正の方向性に賛成していただいていたことです。これは非常にすばらしいことだと思います。法改正によってコストと手間がかかる。これは一時的には事業者の負担になりますけれども、長期的に見れば、電気通信サービスへの信頼、安心感を高め

て、ひいては社会のデジタル化、利用者も含めた社会全体でのデジタル化を推進することにつながるだろう、賛成していただいた事業者の皆さんは、そういう考えで賛成していただいたんだろうというふうに思います。

この報告書、法改正の提案は、電気通信事業法が事業者規制法から利用者保護法へ生まれ変わる重要な一步になるだろうと思います。事務局におかれては、いろんな御意見に対応しなければならなくて、本当に大変な御作業であったとは思いますが、その結果として極めて重要な使命、ミッションを果たしていただいたと思いますので、そのことに深く感謝したいと思います。

以上です。

**【大橋座長】** 森先生、ありがとうございました。

次に、最後、お待たせいたしました。山本先生、よろしく願いいたします。

**【山本構成員】** まず本当に今回の報告書をまとめてくださった事務局、それから座長の大橋先生、感謝申し上げたいと思います。

今回の報告書でございますが、まず電気通信事業法という枠の中でやれることをやったというふうに思っております。その点では重要な一步だったかと思えます。

ただ今後は、5Gですとかメタバース（仮想現実）といったようなものの普及が、一層進んでいくことが予想されるわけですが、私たちを取り巻く通信環境というのが、さらに大きくラディカルに変化していく。その中でどのように利用者の安心を確保して、その利益を守っていくのか。電気通信事業法の在り方に関する検討というのは、事業者や、それから市民社会からの声をしっかりと拾いながら、透明かつ公平に、不断に続けられなければならないというふうに思います。

また、最近の国際的な議論動向ですとか、国際的な連携ということ踏まえましても、電気通信事業というものを超えたところでの利用者情報をどう保護していくのか、それに対する本人のコントロールビリティをどう確保していくのかということが、まさに喫緊の課題かと思えます。その意味では今回の報告書というのは、決してゴールではない。政府、それから立法府には引き続き、データ基本権というものを踏まえた体系的な法制度の構築を期待しております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

**【大橋座長】** 山本先生、ありがとうございました。

御参加の構成員の方々、全ての方に御発言いただいたと認識しています。どうもありが

とうございます。また、時間が限られた中で、皆さん御発言を非常に丁寧に簡潔にまとめていただいて感謝申し上げます。

最後、私も構成員の1名としても発言させていただきます。今回、電気通信事業におけるガバナンスの在り方ということで、3つの大きな法益、個人的な法益、社会的な法益、国家的な法益、そうした3つの観点から、電気通信事業の取り巻く環境を踏まえた上で、どういった規律の在り方にすべきなのか、現状の規律が果たしてふさわしいのかということについて、皆さんから大局的な御議論をさせていただきました。

それを踏まえた上で、電気通信事業者のイノベーションを引き続き伸ばしながら、どうやってその利用者の情報の保護と活用を促していくのか、そのために適切な規律が必要であるとすれば、それはどういうものなのかということをお議論していただいたと思っています。いろんな構成員の方にいただきましたけれど、必ずしもこの報告書に完全な答えが書いてあるわけではなくて、また技術の進展もさらに進みますから、そうしたものに合わせて電気通信事業法の運用も、ある意味アジャイルに対応していかなきゃいけないということなんだと思います。

そうした対応をするべく、今後運用の仕方も、たぶんに考えていかなきゃいけない部分というのがあると思いますし、また、今回の第三号事業を営む者についての利用者の影響の拡大から、規律の在り方を見直すということも議論してきたわけでありましてけれども、その結果ステークホルダーが一気に広がったということもあるんだと思います。海外諸国の規制の実態に遅れることなく、しっかり適切な対応をしていくべきだと思いますし、また国内と国外との公平性というものもしっかり踏まえて、その規制の運用というものを考えていくべきだと思います。

事務局におかれては、昼夜、土日問わず、年明けも御尽力いただきまして、本当に感謝申し上げます。構成員の皆様方の御尽力にも感謝申し上げます。

もし大臣がお見えになるようでしたらと思いますが、もうすぐお見えになると思いますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

**【大橋座長】** それでは、本日、金子総務大臣から御挨拶いただけると伺っています。

金子総務大臣、どうぞよろしく願いいたします。

**【金子総務大臣】** 総務大臣の金子恭之でございます。大橋座長をはじめとする構成員の先生方におかれましては、本日も御多忙の中、御出席を賜りましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。通信事業を取り巻く環境が変化する中、イノベーションやビジネス



スの動向を踏まえつつ、利用者が安心して利用できる、高い信頼性を有する通信サービスの提供を確保していくことが大変重要でございます。こうした観点から、本検討会におきまして、電気通信事業のガバナンスをめぐる様々な論点につきまして御検討いただき、本日、報告書を取りまとめていただきました。

構成の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、これまで計17回にもわたる会合におきまして、毎回精力的に御議論いただき、今後の制度整備の方向性をお示しいただいたことに、心から感謝を申し上げます。また、通信事業者の皆様をはじめ、消費者団体、経済団体、事業者団体などの皆様におかれましても、パブリックコメントやヒアリングなどを通じて本検討会での議論に御貢献いただいております。この場を借りて御礼を申し上げますとともに、安心・安全で、信頼できる通信サービスを確保していくために、官民連携による実効性のある制度整備の実現に向けて、引き続き御協力を賜りたいと存じます。

総務省といたしましても、取りまとめいただいた報告書を踏まえ、法改正を含めた制度改正に向けて、速やかに必要な手続きを進めてまいりたいと考えております。本日もどうもありがとうございました。よろしく願い申し上げます。

**【大橋座長】** 金子総務大臣、どうもありがとうございました。

それでは最後となります。事務局から連絡事項があればお願いいたします。

**【古賀電気通信技術システム課長】** 本日は、皆様御議論いただきありがとうございました。また、大橋座長から御説明がありましたとおり、電気通信事業ガバナンス検討会報告書につきましては、本日所要の手続きを経て、公表とさせていただきます。構成員の皆様におかれましては、大変ありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

**【大橋座長】** それではこれにて、電気通信事業ガバナンス検討会を終了いたします。構成員の皆様方、17回にわたって本当にいろいろ議論させていただいて、私も楽しかったです。どうもありがとうございました。

以上